

【概要】 地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正内容

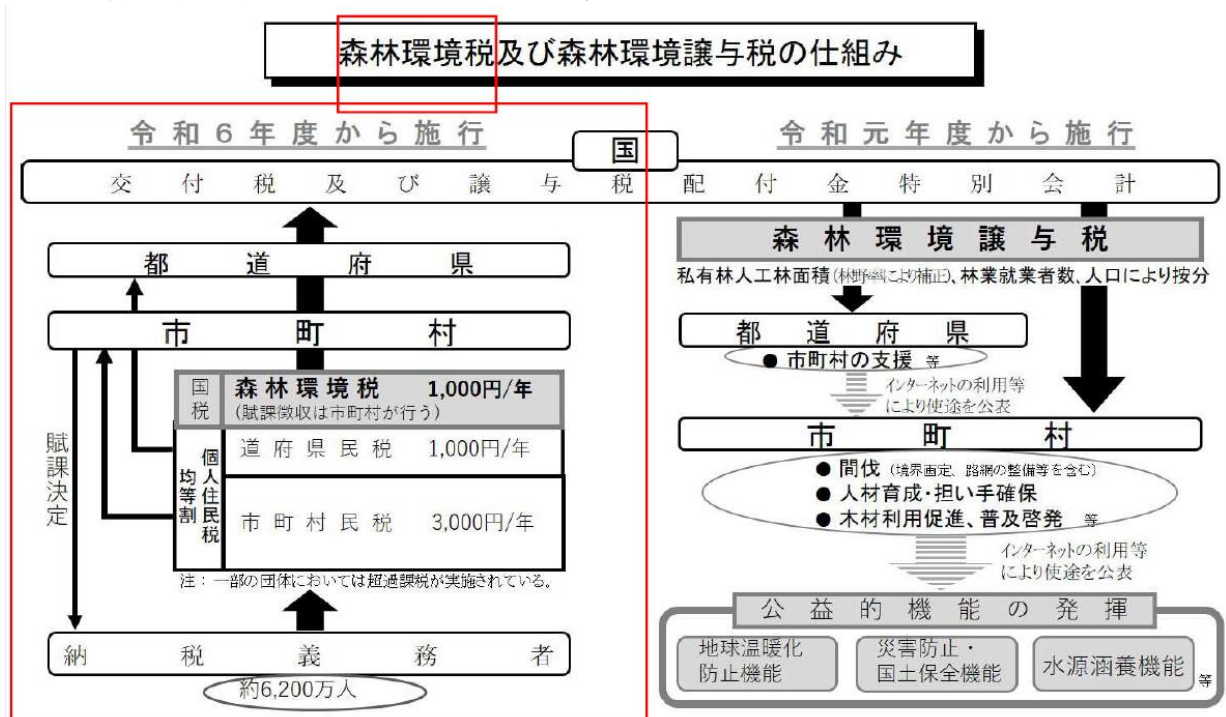
(1) 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）」の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正

- 厚木市市税条例の一部改正箇所 第18条第1項

1 森林環境税及び森林環境譲与税について

● 概要

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。



● 森林環境税

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額千円が課税されます。その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

● 森林環境譲与税

森林環境税の収入額に相当する額は、客観的な譲与基準により、都道府県・市区町村に森林環境譲与税として譲与されます。なお、森林整備が喫緊の課題であることを踏まえ、令和元年度から譲与することとし、都道府県・市区町村が、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用されています。

2 厚木市市税条例の改正内容

森林環境税の導入に伴い、本市の市税条例において一部改正が必要となる箇所は第18条のみ（他の事項については、法令を直接適用するため市税条例で規定する必要がない）。

3 適用関係

- 施行年月日 令和6年1月1日

※ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第二章の施行日（下記の参考枠のとおり）

- 適用年度分 令和6年度分課税から

【参考】森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）抜粋

第二章 森林環境税

第一節 総則

（納税義務者）

第3条 この法律の施行地に住所を有する個人に対しては、この法律により、国が均等の額により森林環境税を課する。

（非課税）

第4条 国は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、森林環境税を課さない。

一 生活保護法の規定による生活扶助その他これに準ずるものとして政令で定める扶助を受けている者

二 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の当該年度の初日の属する年の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

三 前年の合計所得金額が政令で定める金額以下である者

2 略

第二節 税率

第5条 森林環境税の税率は、1,000円とする。

第三節 賦課徴収等

（賦課期日）

第6条 森林環境税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

（賦課徴収）

第7条 森林環境税の賦課徴収は、この章に特別の定めがある場合を除くほか、住所所在市町村が、当該住所所在市町村の個人の市町村民税の均等割の賦課徴収の例により、当該住所所在市町村の個人の市町村民税の均等割及び同法第41条第1項の規定によりこれと併せて賦課徴収を行う当該住所所在市町村を包括する都道府県の個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて行うものとする。この場合において、同法第17条の6第1項の規定により賦課決定をすることができる期間については、森林環境税及び個人の市町村民税は、同一の税目に属する地方税とみなして、同条第1項の規定を適用するものとする。

2 略

附則抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成31年4月1日から施行する。ただし、**第二章並びに附則第5条、第8条、第9条から第16条まで、第17条、第18条、第19条及び第21条の規定は、令和6年1月1日から施行する。**

(2) 「道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）」等において規定された特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う対応

- 厚木市市税条例の一部改正箇所 第31条第1号エ

1 特定小型原動機付自転車の車両区分創設について

● 概要

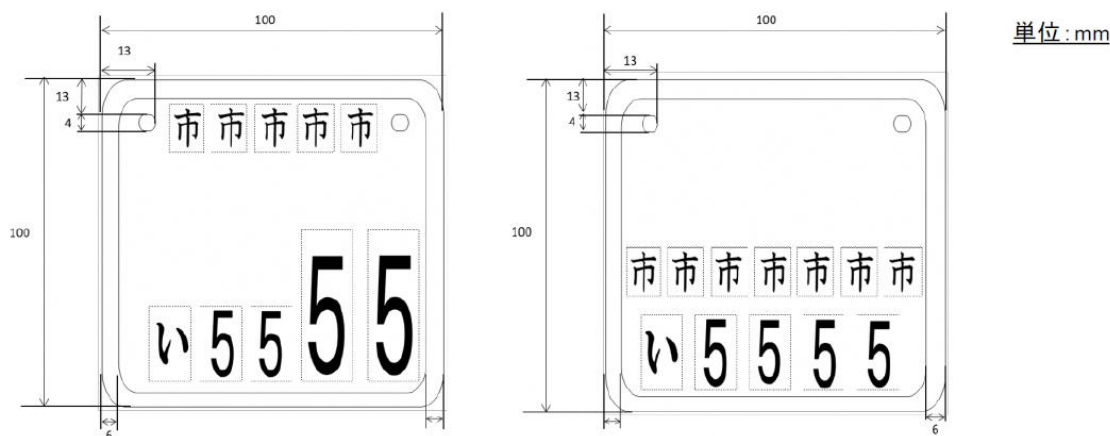
「道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）」、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（国土交通省令第91号）において、現行の原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）※に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。

※ 原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kW以下であって長さ1.9m以下、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下のものを特定小型原動機付自転車とし、それ以外の原動機付自転車を一般原動機付自転車と定義。

● 特定小型原動機付自転車に係る課税標識について（留意事項）

「改正道路交通法に新設される特定小型原動機付自転車等の課税上の取扱い等について」（令和5年1月20日付け総務省通知（総税市第3号））において、課税標識（いわゆるナンバープレート）に係る全国的な標準様式を示しているほか、以下の留意事項等が明記されている。

- 特定小型原動機付自転車における課税標識については、安全性の観点から、機体幅に収まる標識とするよう、シェアリングサービス等の事業者団体から要望があったことを踏まえ、令和4年改正法（改正道路交通法等）の施行日（令和5年7月1日予定）以降、別紙の標準様式（下図参照）により交付すること。
- 令和4年改正法の施行日から直ちに交付ができるよう準備いただきたい。ただし、施行日からの交付が難しい場合にあっては、可能な限り早期に標準様式に基づく標識の交付ができるよう準備いただきたい。



2 税率の適用について

令和5年度税制改正において、特定小型原動機付自転車に係る税率を2,000円とし、「道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）」附則第1条第3号に定める日（令和5年7月1日予定）の属する年度の翌年度分（令和6年度）以後の軽自動車税種別割について適用することとされた。

なお、この税率は「地方税法第465条の15第1項第1号イ【原付第一種】年額2,000円」の規定を直接適用するため同法の一部改正は行われませんが、当該条文中で引用する「イの（二に掲げるものを除く。）」及び「ニの（総務省令で定めるものを除く。）」について地方税法施行規則が一部改正されることから、これと同様に規定している本市の市税条例について一部改正を行うものである。

【参考】地方税法（昭和25年法律第226号）抜粋【改正なし】

（種別割の標準税率）

第463条の15 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の標準税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 原動機付自転車【車種区分／標識の色】

イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの <u>（三に掲げるものを除く。）</u> 【原付第一種／白色】	年額 2,000円
ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの【原付第二種・乙／薄黄色】	年額 2,000円
ハ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの【原付第二種・甲／薄桃色】	年額 2,400円
ニ 三輪以上のもの <u>（総務省令で定めるものを除く。）</u> で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの【ミニカー／薄青色】	年額 3,700円

3 「地方税法施行規則等の一部改正（令和5年総務省令第36号）」に伴う厚木市市税条例の改正内容

➤ 地方税法施行規則等の一部改正（令和5年総務省令第36号）抜粋（新旧対照表）

新	旧
<p>（法第463条の15第1項第1号ニに規定する総務省令で定める原動機付自転車）</p> <p>第15条の15 法第463条の15第1項第1号ニに規定する総務省令で定める原動機付自転車は、次のいずれかに該当する原動機付自転車とする。</p> <p>一 車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下の原動機付自転車</p> <p>二 側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪の原動機付自転車</p> <p>三 <u>道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u></p>	<p>（法第463条の15第1項第1号ニに規定する総務省令で定める原動機付自転車）</p> <p>第15条の15 法第463条の15第1項第1号ニに規定する総務省令で定める原動機付自転車は、<u>車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下の原動機付自転車及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪の原動機付自転車とする。</u></p>

【参考】道路運送車両の保安基準（令4国交令91・一部改正）

(用語の定義)

第1条

13 の5 「一般原動機付自転車」とは、原動機付自転車であつて、次号に規定する特定小型原動機付自転車以外のものをいう。

13 の6 「特定小型原動機付自転車」とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

イ 原動機の定格出力が0.60キロワット以下であること。

ロ 告示で定める方法により測定した場合において、長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。

ハ 最高速度が20キロメートル毎時以下であること。

➤ 厚木市市税条例の改正内容

地方税法施行規則等の一部改正に伴い、厚木市市税条例第31条第1号エ（ミニカー区分）について「三輪の特定小型原付を除外」と規定した結果、「三輪の特定小型原付は、同条例第31条第1号アに該当（総排気量0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円)」。

(3) 「地方税法（昭和25年法律第226号）」の一部改正に伴う軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）の見直し

- 厚木市市税条例改正箇所 附則第24項、第25項、第26項、第27項、第28項、第29項、第30項、項ずれ

1 地方税法の改正内容

軽自動車税種別割において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例（軽課）」）について、次の措置を講ずる。

したがって、この措置により営業用乗用車については、その適用対象を電気自動車等に限定するよう、段階的に重点化することとなる。

① 営業用乗用車（ガソリン軽自動車に限る。）

現行のグリーン化特例（軽課）については、次のとおり適用期限を延長する。なお、本特例措置は延長後の適用期限の到来をもって廃止する。

イ 税率を概ね100分の50軽減する措置の適用期限を3年延長する。

ロ 税率を概ね100分の25軽減する措置の適用期限を2年延長する。

② ①以外の軽自動車

現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を3年延長する。

車種区分			対象・要件等	軽減率	取得期間		
					現行	改正後	
三輪以上	乗用	自家用	② 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	75%	R3.4.1～ R5.3.31	R5.4.1～ R8.3.31	
			ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	2020年度基準+30%達成	50%		
				2020年度基準+10%達成	25%		
		営業用	② 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	75%	R3.4.1～ R5.3.31	R5.4.1～ R8.3.31	
			① ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	イ 2030年度基準90%達成	50%	R3.4.1～ R5.3.31	R5.4.1～ R8.3.31
				ロ 2030年度基準70%達成	25%	R3.4.1～ R5.3.31	R5.4.1～ R7.3.31
	貨物	自家用	② 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	75%	R3.4.1～ R5.3.31	R5.4.1～ R8.3.31	
			ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	2015年度基準+35%達成	50%		
				2015年度基準+15%達成	25%		
		営業用	② 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車	75%	R3.4.1～ R5.3.31	R5.4.1～ R8.3.31	
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)			2015年度基準+35%達成	50%			
			2015年度基準+15%達成	25%			

※ 抹消区分は、グリーン化特例（軽課）の対象外とすることについて令和元年度税制改正で法制化済

2 市税条例の改正内容

令和5年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正による引用法令の改正に合わせて、条例の一部を改正するもの。

3 適用関係

- 施行年月日 公布の日
- 経過措置等 この条例による改正後の厚木市市税条例附則第24項から第26項の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。